

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	○ 三重県個人情報保護条例第64条第2項の実施機関が別に定める機関を定める告示	予算経理室	1頁
	○ 三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示	小中学校教育室	1頁
	○ 三重県営松阪野球場及び三重県営ライフル射撃場使用料減免要綱の一部を改正する告示	スポーツ振興室	1頁
訓 令	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	人材政策室	2頁

告 示

三重県教育委員会告示第13号

三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)第64条第2項の実施機関が別に定める機関を次のように定めます。

平成17年9月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

名 称

三重県立博物館

斎宮歴史博物館

三重県立美術館

三重県埋蔵文化財センター

三重県生涯学習センター

附 則

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 三重県個人情報保護条例第2条第4号ロ及び第41条第2項の実施機関が別に定める機関(平成14年三重県教育委員会告示第26号)は、廃止する。

三重県教育委員会告示第14号

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示を次のように定めます。

平成17年9月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示

三重県教科用図書採択地区の設定について(昭和39年教育委員会告示第26号)の一部を次のように改正する。
表中尾鷲地区の郡(構成町村)の項中「北牟婁郡(紀伊長島町、海山町)」を「北牟婁郡(紀北町)」に改める。

附 則

この告示は、平成17年10月11日から施行する。

三重県教育委員会告示第15号

三重県営松阪野球場及び三重県営ライフル射撃場使用料減免要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成17年9月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県営松阪野球場及び三重県営ライフル射撃場使用料減免要綱の一部を改正する告示

三重県営松阪野球場及び三重県営ライフル射撃場使用料減免要綱（平成14年教育委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

その他公益性が認められる目的で利用する場合（半額免除）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

訓 令

教委訓第6号

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成17年9月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表第16号の項中「第11条及び」を削り、同表第17号の項第1号中「第18条及び第19条」を「第20条」に、「第20条第2項及び第21条」を「第21条第2項及び第22条」に改め、同項第2号中「第30条第1項」を「第33条第1項」に、「第31条第2項」を「第34条第2項及び第35条」に改め、同項第3号中「第35条第1項」を「第40条第1項」に、「第36条第2項」を「第41条第2項及び第42条」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

発 行
津 市 広 明 町 1 3 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
森 田 印 刷 株 式 会 社